

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

練馬区は、特別児童扶養手当の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施する事で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

練馬区教育委員会

公表日

令和2年6月25日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
事務の概要	<p>【概要】 特別児童扶養手当は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、「精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする」制度(同法第1条)である。</p> <p>【事務の内容】 1 受給資格認定請求及び手当額改定請求の受理、その請求に係る事実についての審査に関する事務 2 諸届等の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務 3 手当証書交付に関する事務 4 住所・支払金融機関・通帳記号番号・有期期月の変更に係る証書の記載事項の訂正に関する事務(同法第38条1項)(同法施行令第13条)</p>
システムの名称	福祉情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第1 項番46</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条第1号～第8号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>< 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 項番66 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第37条第1号～第3号</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 項番26、30、87 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号のム、第44条第1号のム</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課
所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部情報公開課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-4513
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども家庭部子育て支援課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-5824

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	令和2年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	令和2年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月12日	関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 シ ステムの名称	福祉情報システム	福祉情報システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
平成29年5月12日	関連情報 5評価実施機関 における担当部署 所属長	小暮 文夫	鳥井 一弥	事後	
平成29年7月26日	しきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	
平成29年7月26日	しきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	
平成30年10月1日	関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務	(同法令13条)	(同法施行令第13条)	事後	
平成30年10月1日	関連情報 3個人番号の利 用	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第37条第1号～第6号	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第37条第1号～第8号	事後	
平成30年10月1日	関連情報 4情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携	番号法別表第二の主務省令で定める事務を定 める命令 第19条第1号のル、第44条第1号のル	番号法別表第二の主務省令で定める事務を定 める命令 第19条第1号のラ、第44条第1号のラ	事後	
平成30年10月1日	しきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	
平成30年10月1日	しきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	
令和1年6月25日	評価実施機関における担 当部署 所属長の役職名	鳥井 一弥	子育て支援課長	事後	
令和1年6月25日	しきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	平成30年10月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	
令和1年6月25日	しきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	平成30年10月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	
令和1年6月25日	リスク対策	記載なし	項目追加による新規記載	事後	
令和2年6月25日	しきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年6月25日	しきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年6月25日	関連情報 4情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携	番号法別表第二の主務省令で定める事務を定 める命令 第19条第1号のラ、第44条第1号のラ	番号法別表第二の主務省令で定める事務を定 める命令 第19条第1号のム、第44条第1号のム	事後	